

## 学位論文に係る評価の基準及び審査体制

### 修士論文に係る評価基準

- (1) 修士の学位を受ける者は本学の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が求める学力、能力、資質を満たしていること。
- (2) 論文は体系的に書かれ、論題と内容は整合性、章立て等は論文を構成する上で適切であり、問題提起（仮説）と結論の整合性がとれ、論文として体裁を整えていること。
- (3) 先行研究が検討され、先行研究と修士論文の主張の関係が明示されていること。
- (4) 研究倫理、学問的なモラルが守られていること。

### 修士論文審査体制

- (1) 研究科委員会は、修士論文審査委員に主査委員 1 名及び副審査委員 1 名の合計 2 名の審査委員を任命し、審査委員会を構成する。
- (2) 主査委員は、研究科専任教員から、他の委員は研究科科目担当教員及び、他の大学の大学院で研究指導を行っている教員及び委員として相応しい研究業績を残している学識経験者から研究科委員会が選任する。

### その他

修士論文の提出方法等については『履修の手引き&修士論文の要項』に記載している。

### 博士論文に係る評価の基準

- (1) 博士の学位を受ける者は本学の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が求める学力、能力、資質を満たしていること。
- (2) 論文は体系的に書かれ、論題と内容は整合性、章立て等は論文を構成する上で適切であり、問題提起（仮説）と結論の整合性がとれ、論文として体裁を整えていること。
- (3) 先行研究が十分に検討され、先行研究と博士論文の主張の関係が明示され、申請する博士論文の特徴が明確化されていること。
- (4) 研究倫理、学問的なモラルが守られていること。

### 博士論文審査体制

- (1) 研究科委員会は、博士論文審査委員に主査委員 1 名及び副審査委員 2 名の合計 3 名、必要がある場合には副審査委員 3 名で合計 4 名の審査委員を任命し、審査委員会を構成する。
- (2) 主査委員は、研究科専任教員から、他の委員は研究科科目担当教員及び、他の大学の大学院で研究指導を行っている教員及び委員として相応しい研究業績を残している学識経験者から研究科委員会が選任する。
- (3) 博士論文審査委員の主査委員に原則として指導教授はなることが出来ない。

### その他

博士論文の提出方法等については『履修の手引き&修士論文の要項』に記載している。